

保護者の皆様

豊能町教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる町立小・中学校の臨時休業の基準について

平素は、本町の教育行政推進にご理解ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

標記のことについて、大阪府教育庁より令和4年1月26日付けで「『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知等について」が送付されたことを受け、臨時休業等の取扱いについて以下のとおり対応します。

なお、児童生徒等の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等の調査は、通常、学校と保健所が連携して行います。学校は「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づき調査を行いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

保護者の皆様におかれましても、一層の感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

状 況 等		臨時休業等の対応
学校の調査	<p>◆学校内に感染者が確認された場合</p> <p>学校は本人や保護者等から聞き取りを行い、濃厚接触者の候補者を特定し、保健所に作成したリストを提出する。</p> <p><濃厚接触の可能性の判断基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスクなしで15分以上会話をした者 ・車内等で長時間（1時間以上）の接触があった者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性者が多数になる等、聞き取りや濃厚接触者の特定に時間を要する場合などは、学級閉鎖等の臨時休業をすることがあります。
学校の対応	<p>◆陽性者・濃厚接触者のみ出席を停止し、教育活動を継続する。</p> <p>次の場合に臨時休業を実施する。</p> <p>ア 学級において直近3日間で陽性者及び濃厚接触者が<u>複数（15%以上）</u>確認された場合</p> <p>イ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合</p> <p>ウ 複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者は、陽性者との最終接触日の翌日から7日間自宅待機とします。 <p>アの場合 3日間の学級閉鎖</p> <p>イの場合 3日間の学年閉鎖</p> <p>ウの場合 3日間の学校全体の臨時休業</p>

*上記に関わらず、町内や学校での感染状況に応じて、臨時休業の範囲・期間を総合的に設置者が判断します。

*さらに感染の拡大が見込まれる場合は、臨時休業期間を延長する場合があります。